

最高人民検察院、公安部による 経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定（抄録）

2001年4月18日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民検察院、公安部による経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定（抄録）

（2001年4月18日公布 公布日から施行）

六十一、登録商標の虚偽表示（刑法第213条）

登録商標権者の許可なしに、同一の商品についてその登録商標と同一の商標を使用し、且つ以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑事訴追しなければならない。

- 1、個人の場合であって、他人の登録商標を虚偽表示し、且つその非法経営数額が10万元以上である場合
- 2、企業単位の場合であって、他人の登録商標を虚偽表示し、且つその非法経営数額が50万元以上である場合
- 3、他人の著名商標を虚偽表示し、又は人用薬品に用いる商標を虚偽表示した場合
- 4、前項1又は2の金額基準には達していないものの、他人の登録商標の虚偽表示による行政処罰を2回以上受け、更に他人の登録商標を虚偽表示した場合
- 5、社会的に悪質である場合

六十二、虚偽登録商標を付けた商品の販売（刑法第214条）

登録商標を虚偽表示した商品であることを知りながら販売し、且つ個人として売上が10万元以上である場合、又は企業単位として売上が50万元以上である場合には、刑事訴追しなければならない。

六十三、登録商標の標識を違法に製造又は違法に製造した商標標識の販売（刑法第215条）

他人の登録商標の標識を偽造し又は無断で製造し、若しくは偽造、無断製造した登録商標の標識を販売し、且つ以下に掲げる情状がある場合には、刑事訴追しなければならない。

- 1、偽造、無断製造した登録商標の標識が2万個以上、又は違法所得が2万元以上、又はその非法経営数額が20万元以上に達する場合
- 2、著名商標の標識を違法製造し又はそれを販売する場合
- 3、前項1の数量基準には達していないものの、登録商標の標識の違法製造又はその販売による行政処罰を2回以上受け、更に登録商標の標識を違法製造し又はそれを販売した場合
- 4、賄賂などの手段で非合法的に製造した登録商標の標識を販売する場合

六十四、特許の虚偽表示（刑法第216条）

他人の特許を虚偽表示し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑事訴追をしなければならない。

- 1、違法所得の金額が10万元以上である場合
- 2、特許権者に50万元以上の直接的な経済的損失を与えた場合
- 3、前項1又は2の金額基準には達していないものの、他人の特許の虚偽表示による行政処罰を受けた上で、更に他人の特許を虚偽表示した場合
- 4、社会的に悪質である場合

六十五、営業秘密の侵害（刑法第219条）

営業秘密を侵害し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑事訴追しなければならない。

ない。

- 1、営業秘密の権利者に 50 万元以上の直接的な経済的損失を与えた場合
- 2、権利者に倒産させ、又はその他の重大な結果をもたらした場合